

第2次さぬき市地域公共交通計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

さぬき市建設経済部都市整備課

1 目的

本市の公共交通を取り巻く環境は、高等学校の統廃合による新設、利用者の減少や担い手不足が深刻化する一方、地域住民や観光客等の移動手段として、なくてはならないものであり、中長期的な視点から維持確保していく必要がある。

そのような中、令和3年3月に策定した「さぬき市地域公共交通計画」は、令和9年3月31日をもって計画期間が終了を迎えるため、現計画の計画目標に基づく評価指標について、最終の評価・検証を行い、公共交通ネットワークを協働して維持確保するための指針として、次代を見据えた計画へとアップデートし、地域内全域の公共交通の効果的な運用についての基本方針を反映した「第2次さぬき市地域公共交通計画」を新たに策定するものである。

そこで、当該計画の策定業務において、本市が抱える地域公共交通課題の解決に向け、優れた知見と技術的能力を有する事業者を選定するため、実施するものである。

2 選定方法

公募型プロポーザル。参加申込みのあった事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを基に審査し、最も優れた企画提案を選定する。

3 業務の概要

(1) 内容

別添仕様書のとおりとする。

(2) 委託期間

別添仕様書のとおりとする。

(3) 委託料

別添仕様書のとおりとする。

4 実施スケジュール

事業者の選定に係る日程は、次のとおりとする。

内容	日時等
プロポーザル実施公告	令和8年5月18日(月)
質問受付及び参考資料提供申出期間	令和8年5月19日(火) ～20日(水)午後5時まで (受信時刻)
質問回答及び参考資料提供期限	令和8年5月22日(金) 正午まで(発信時刻)
参加申込書の提出期限	令和8年5月26日(火) 午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和8年6月10日(水)午後5時まで
選定会議(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年6月17日(水)
選定結果の通知	令和8年6月18日(木) 予定
契約の締結	令和8年6月19日(金) 予定

5 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (2) 本プロポーザルを実施する旨の公告の日から本業務委託契約締結の日までの間において、さぬき市から指名停止の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (3) 選任を予定する管理技術者及び照査技術者が、次のいずれの要件も満たす者であること
 - ① 技術士(総合技術監理部門又は建設部門(いずれも都市及び地方計画))又はRCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有していること。
 - ② 市町が発注し、令和5年度以降に完了した、地域公共交通計画の策定又は地域公共交通再編支援業務において、管理又は担当技術者として従事したことがあること。
 - ③ 参加申込書提出日現在の手持ち業務量が、管理又は担当技術者に選任されている契約金額500万円以上の業務(プロポーザル方式等により特定された未契約業務を含む。)の契約総額が1億円未満かつ件数が10件未満であること。

6 参加申込み及び企画提案書等の提出等

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある事業者は、4に定める期限までに、参加申込書（別記様式）を12に記載する提出先に、持参又は郵送（配達記録が残るもの）により提出すること。

(2) 企画提案書の提出

前号の参加申込書を提出した事業者は、4に定める期限までに、次に掲げる書類7部を12に記載する提出先に持参又は郵送（配達記録が残るもの）により提出すること。

- ① 業務実施体制（任意様式。A4版片面（以下同じ。）2枚相当以内）
- ② 選任予定管理技術者・担当技術者・照査技術者の経歴（任意様式。1枚以内）
- ③ ②の技術者の同種・類似業務実績（任意様式。1人につき1枚）
- ④ 業務取組方針、プロセス、工程計画（任意様式。3枚相当以内）
- ⑤ 提案書（任意様式。3枚相当以内）

提案条件：令和6年度に作成したロードマップ（別添）を踏まえた課題及び基本方針を策定するとともに、少なくとも、次に掲げる課題への対応策を盛り込むこととする。

【課題】

- ・徳島文理大学移転に伴う利用者数の減少
- ・統合高校の新設
- ・キャッシュレス決済の普及
- ・民間交通事業者の人材不足
- ・交通空白地の解消

また、提案の際に、上記以外の課題や対策がある場合には、それらを盛り込むことも妨げない。

- ⑥ 参考見積書（任意様式。税込。内容の項目ごとの内訳が分かること）

※ 上記の書類に用いる文字サイズは原則として10.5ポイント以上とし、①～⑤に相当するものについては、会社名・ロゴマーク等作成者が分かるものは表示しないこと。

7 質問の受付・回答・参考資料の提供

(1) 受付

- ① 方法は電子メールによるものとし、訪問や電話による質問は受け付けない。
- ② 4に定める期間内に、12に記載するメールアドレス宛てに提出すること。
- ③ 記載事項は、会社名・担当者名・電話番号・FAX番号・メールアドレス・質問内容とする。

(2) 回答

- ① 質問受付期間終了後、4に定める日時までに個別に電子メールにより回答する。

(3) 参考資料の提供

- ① 本市の取組を確認するための資料として、希望に応じて「さぬき市地域公共交通計画」を提供する。

なお、当該計画はさぬき市ホームページでも掲載しているため、下記URLにて参照することも可能である。

※地域公共交通計画のURL

<https://www.city.sanuki.lg.jp/soshiki/toshiseibi/gyomu/6/3/1/1/889.html>

- ② 提供を希望する場合は、4に定める期間内に、12に記載するメールアドレス宛てに、会社名・担当者名・電話番号・資料提供を希望する旨をメールすること。
- ③ 希望メールを確認次第、4に定める日時までに、個別に電子メールにより参考資料を提供する（PDF形式。返却不要）。

8 企画提案書の審査等

(1) 審査方法

本市の関係部課等の職員が出席する選定会議において、提出のあった企画提案書及び次号に定めるプレゼンテーション・ヒアリングの内容により、第3号で定める審査対象・審査基準に従い評価し、その評価点数により順位を定め、最優秀者及び次点者を選定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- ① 日時 4に定める日に実施する。参加申込者個々の実施時刻は、別途個別に通知する。
- ② 場所 さぬき市役所本庁2階203会議室
- ③ 出席者 3名まで。選任予定管理技術者又は担当技術者がプレゼンテーションを行うこと。
- ④ その他 ・所要時間は、説明30分以内、質疑応答10分以内（冒頭の挨拶に係る部分は除く。）とする。

- ・プロジェクターを使用する場合は、プロジェクター・スクリーン及び電源は、市が用意する。
- ・当日の追加資料配布など、事前に提出した企画提案書以外の資料を用いての説明は認めない。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングは、非公開とする。

(3) 審査対象・審査基準

	対象	基準
体制評価	業務実施体制	・業務内容にふさわしい技術者等をそれぞれ配置しているか
	同種・類似業務の実績	・本業務の確実な実施が見込まれる経験、実績を豊富に有しているか
技術評価	取組方針	・本業務を実施する意義を的確に理解しているか ・本市の現状、課題を的確に理解しているか ・本業務に対し適切な方針を設定しているか
	実施方法	・本業務に対し具体的な提案があるか ・提案の内容は、本市の特性をふまえているか ・提案者が受注することによる本市の利点を感じられるか
	工程計画	・業務全体の進捗を管理し、円滑・確実な実施が期待できるか
	提案	・テーマに対する考え方等が明瞭、的確に示されているか ・示された考え方や手法は実現性が高いものか ・追加提案等独自性がみられるか
	選定会議 (プレゼンテーション・ヒアリング)	・本業務を担う意欲、熱意が感じられるか ・資料の構成、表現は分かりやすいか ・説明が明瞭で、説得力があるか ・質問に対する回答は的確か
価格評価	見積額	・本業務に要する経費及び総額は効率的で妥当か

(4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての参加申込者に対し、文書で通知するものとし、通知後は、市ホームページにより公表する。ただし、通知後の問合せには一切応じない。

9 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限に遅れた場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 0 業務の委託契約

- (1) 8において最優秀と選定された事業者を優先交渉権者として随意契約の交渉を行い、両者の合意に基づき所定の手続に従い契約を締結する。ただし、当該合意に至らない場合は、次点者と交渉を行うものとし、同様に契約を締結する。
- (2) 前号で締結する契約は、期間については仕様書に定めるとおりとし、委託の仕様については、企画提案書等の内容及び前号の交渉に基づき、市が定める。

1 1 その他

- (1) プロポーザルへの参加に当たり必要な計画書その他既存資料の貸与については、次のとおりとする。
- ① 貸与を希望する場合は、速やかに市担当者と調整すること。
 - ② 貸与された資料は、紛失及び汚損しないよう取り扱うものとし、これを他に公表若しくは貸与し、又は複製してはならない。
 - ③ 貸与された資料は、6(2)の企画提案書の提出時まで返却すること。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリングに係る費用は、参加申込者の負担とする。
- (3) 提出期限後の書類の修正若しくは変更、差替え又は再提出は、原則として認めない。
- (4) 提出書類は、審査以外の目的には使用しない。ただし、最優秀と選定された企画提案書については、市の説明責任を果たす観点から、その内容を必要な範囲で公開することがある。なお、さぬき市情報公開条例（平成14年条例第11号）の規定に基づく開示請求があった場合、いずれの企画提案書も公開することがある。また、選定結果にかかわらず返却しない。
- (5) これらの業務に関する成果物の著作権、記録簿、各種データ等の所有権は、さぬき市に帰属するものとする。

1 2 問合せ先・書類提出先

さぬき市 建設経済部 都市整備課 公共交通係
〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8
電話 087-894-1113 FAX 087-894-3444
Email toshiseibi@city.sanuki.lg.jp

(別記様式)

令和 年 月 日

さぬき市長 大 山 茂 樹 殿

会社名
所在地
代表者職・氏名



参 加 申 込 書

次の業務について、公募型プロポーザルへの参加を申し込みます。
なお、当社は、参加資格の要件を満たしていることを誓約します。

第2次さぬき市地域公共交通計画策定業務

担当代表者連絡先

所 属 :

所在地 :

職・氏名 :

電話番号 :

F A X :

E-mail :

さぬき市地域公共交通計画策定支援業務委託個別仕様書

1 委託業務名

さぬき市地域公共交通計画策定支援業務

2 基本条件

- (1) 業務委託料の上限
9,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容 計画策定に係る一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定

3 業務対象地域

対象地域は、さぬき市全域とする。

4 業務内容

- (1) さぬき市の現状整理・分析
地区概況、人口動態、交通網、集客施設立地状況等について、整理を行う。
また、現計画の評価及び両市における上位・関連計画におけるまちづくりの方針、公共交通に関連する施策等を整理するとともに、これまでに実施してきた交通施策の取組みについても、検証・分析を行う。
- (2) 地域公共交通の現況整理・分析
地域内における全ての公共交通について、利用者及び非利用者の実態や推移、公共交通空白地区の状況等の整理を行い、政策目的を明確化した上で客観的な根拠データに基づいて分析を行う。
- (3) 市民・利用者等のニーズ把握調査の実施
 - ① 市民アンケート調査
市民を対象に、利用目的や乗降場所、公共交通に対する期待や要望等について意向調査を実施し、本計画の策定に向けた基礎的データとして整理・分析を行う。
 - ② 高校（高校生）に対するアンケート調査
高校再編を見越し、今後の交通需要・ニーズをはじめ、公共交通に対する期待や要望等について意向調査を実施し、本計画の策定に向けた基礎的データとして整理・分析を行う。

③ 交通事業者等へのヒアリング調査

本市の公共交通を運行している交通事業者や関連事業者に対し、公共交通の現状・課題及び将来の見通し等についてヒアリング調査を実施し、本計画へ反映する。

④ 公共交通を必要としている人の「生の声」の収集

地域住民の公共交通の利用実態や公共交通への要望、移動ニーズを把握するために、意見交換会等を実施する。

開催にあたり資料の作成及び議事録作成等の運営補助を行う。

(4) クロスセクターベネフィットの視点による分析

公共交通が存在することによる、他部門（福祉・教育等）の費用節減効果について、本地域の人口規模や特性を加味し、参考文献等を用いて算出する。

(5) 公共交通に関する課題抽出・対応策の検討

上記（１）～（３）の結果を基に、本市の地域公共交通を取り巻く課題の抽出と問題点を整理し、今後の公共交通の望ましいネットワーク構築について、その方向性や対応策の検討を行う。

(6) 地域公共交通のあり方、基本方針、計画目標等の設定

地域公共交通のあり方、基本方針、計画目標を定め、新たな評価指標及び目標値を設定する。

なお、地域公共交通のあり方については、地域公共交通の位置づけを明確にして、幹線交通とそれを補完する支線交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

また、上記の方向性に応じた施策・事業の提案（他市事例の情報提供）や実現に向けた方策の検討等についても支援を行う。

(7) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成するうえで必要となる事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。

また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

(8) 計画素案のとりまとめ

上記検討結果を踏まえ、本計画（素案）としてとりまとめる。

なお、とりまとめにあたっては、各種交通手段相互の連携に配慮するとともに、施策の実現に向けた各関係者の役割分担を明確にし、重点的に取組むべき施策について検討を行うものとする。

(9) さぬき市地域公共交通会議の運営支援

さぬき市地域公共交通会議において使用する協議資料の事前作成や会議（分科会を含む）運営への必要な協力、計画策定の効果等に関する会議での報告・説明等を行う。

(10) 打合せ協議

業務にあたりさぬき市地域公共交通会議事務局担当職員との間で適時に十分な打ち合わせを行うとともに、作業の進捗を図るものとし、事務局は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。

また、定期的な打ち合わせ協議を現地において行うこととする。

5 成果品

業務報告書一式（各種調査結果報告書、分析資料等）	3 部
第 2 期さぬき市地域公共交通計画書の冊子	100 部
第 2 期さぬき市地域公共交通（概要版の冊子）	100 部
全成果品の電子データ	1 式